

## 令和3年度 第1回 岡崎市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和3年7月6日(火)  
(新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し書面により開催)
- 2 書面表決書提出委員
  - ア 被保険者代表  
塩澤昭治 加藤智子 村井鈴江 牧野由紀子 川喜田美栄子
  - イ 保険医・保険薬剤師代表  
小出信澄 若山英雄 田中浩之 高村俊史 鶴田啓
  - ウ 公益代表  
鈴木雅子 前田麗子 野々山雄一郎 杉浦久直 加藤学
  - エ 被用者保険等保険者代表  
永井立美 寺岡庄三  
定員の過半数以上出席のため、会議成立
- 3 議事内容  
議題 令和3年度岡崎市国民健康保険料について  
令和3年度岡崎市国民健康保険料について諮問され審議を行った。
- 4 質問・意見について  
別紙のとおり

別紙

質問・意見について



## 質問

### (質問 1)

県全体の保険給付費等の推計と動向はどのようになっているか。

### (回答 1)

国民健康保険事業費納付金の算定時に県が推計した保険給付費は総額で令和 2 年度 412,861,068 千円、令和 3 年度 413,210,803 千円で前年度比 100.1%となっており、被保険者 1 人当たりの保険給付費は令和 2 年度 288,326 円、令和 3 年度 292,115 円で前年度比 101.3%となり、県全体の保険給付費総額及び 1 人当たり保険給付費は増加傾向にあると推計されています。

### (質問 2)

資料 4 - 1「基礎賦課総額の算出方法」の支出見込額について、令和 2 年度が 7,113,366 千円で令和 3 年度が 6,771,920 千円となっている。341,446 千円減額の主な要因は何か。

### (回答 2)

県提示の国民健康保険事業費納付金(医療分)が減額となったことが主な要因です。

国民健康保険事業費納付金(医療分)は令和 2 年度 6,715,341 千円、令和 3 年度 6,417,739 千円で 297,602 千円の減となっております。

### (質問 3)

資料 4 - 1 の「基礎賦課総額の算出方法」の収入見込み額に「一般会計繰入金」とあるが、国の方針では「法定外繰入」の解消が示されている。今後の解消計画やこれまでの状況について説明を求める。

国の方針で解消を求められていることを周知しつつ国の方針に従った財政運営を行っていただきたい。

### (回答 3)

平成 30 年度の制度改正に伴い国民健康保険の決算補填等を目的とした法定外繰入の計画的な削減・解消を目指すように国より示されております。

資料中に記載のある「一般会計繰入金」は法定繰入である保険基盤安定保険者支援分繰入金、出産育児一時金の 3 分の 2 等であり決算補填等を目的とした法定外繰入は本資料には計上されていません。

本市における決算状況では令和元年度で決算補填等を目的とした法定外繰入は解消されております。

新型コロナウイルス感染症の影響による収納率の低下等も懸念され、環境が変化する中ではありますが、引き続き国の方針を注視し、決算補填等を目的とした法定外繰入が生じないように努めていきたいと考えています。

**(質問4)**

一般会計繰入金はいくらと見込んでいるか。令和2年度と比較してどうか。

**(回答4)**

令和3年度保険料(医療分)算定時に見込んだ一般会計繰入金は774,925千円、令和2年度保険料算定時に見込んだ一般会計繰入金は815,634千円となります。

**(質問5)**

医療分と介護分に各基金1億円の繰入をしている。

介護分の納付金が2年連続で大きく増となっている状況の中で基金の繰入を介護分に2億円としなかったのは何故か。

**(回答5)**

令和3年度においては国民健康保険事業費納付金(介護分)が大きく増となったこと、また旧ただし書所得の総額が減少したこと等により所得割の料率が大きく上昇する試算となり、介護分を負担していただく該当世帯の保険料が著しく増加する見込みとなりました。従前より国民健康保険財政調整基金は保険料緩和のため、全体に係る医療分に繰入をしてまいりましたが、令和3年度においては保険料増の影響が大きい介護分についても基金の一部を繰入れることにより激変を緩和し、またコロナ禍の状況を考慮し全体に係る保険料の負担軽減を図るため医療分についても介護分と同額を繰り入れすることとしました。

**(質問6)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市民の所得は減少傾向となる可能性がある状況で所得割の保険料率が増となっている。見込として正しいか。

**(回答6)**

令和3年度保険料率の算定に使用する被保険者に係る旧ただし書所得の総額は減少しております。所得割の保険料率は賦課総額の所得割分を旧ただし書所得の総額で除すことで算出されますので所得の減少は所得割保険料率に増の影響となりました。

**(質問7)**

資料8「モデルケース試算」について、医療分+後期分+介護分の4人世帯でのモデル世帯において2割・5割軽減対象世帯の保険料が増額となっている。保険料軽減制度の趣旨からして、今回の改正において増額となることについての考えを伺う。

**(回答7)**

モデルケースの増額は軽減制度の改正によるものではなく、今回の料率改正によるものとなります。後期分と介護分の所得割の料率が上昇したことにより、モデルケースのように世帯の所得と構成によっては増額となる場合も生じてしまいますが、急激に増額とならないよう基金を投入して増加を緩和しております。

**(質問8)**

コロナ禍において、診療および健診の受診控えの傾向が報道されているが、岡崎市1人当たりの医療費の推移等のデータがあれば提示いただきたい。

**(回答8)**

医療費ではなく保険者(岡崎市)が負担する被保険者1人当たりの給付費のデータとなりますが、平成30年度 267,458円、令和元年度 279,412円、令和2年度 275,703円です。

**(質問9)**

コロナ減免や傷病手当は継続されるのか。

**(回答9)**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料減免については、令和3年度も継続しております。

新型コロナウイルス感染症の傷病手当金は、適用期間を9月30日まで延長し継続してまいります。

## 意見

### (意見1)

今後の、保険料の急激な上昇が無いように願います。

### (意見2)

令和2年度に比較し、低所得者層が保険料軽減になっていることは、法定軽減の拡大もあると思うが、評価する。しかし、介護納付金分が加わると、増額になる。また、4人世帯程増額層が多くなっている。

全国では子どもから保険料をとらないとして子どもの均等割りを廃止するところ、あるいは軽減する自治体もある。ぜひ岡崎市でも実施してほしい。

全体として、保険料の増額を抑える努力は見受けられるが、愛知県でも岡崎市は一般会計からの繰入額が少ない自治体である。県、国からの指導はあるとは思いますが、全体への保険料の引き下げのために(例えば、4人世帯では一般のサラリーマンの年収で555万円 <月額約46,000円>の保険料は大きく家計を圧迫する。)繰り入れを増やすべきと意見を申し上げ反対する。